

高槻市農業經營基盤強化促進基本構想

令和 6 年 3 月

目次

はじめに	4
1 基本構想の位置づけ	4
2 本市の概要と農業の現状	4
(1)本市の概要	4
(2)農業の現状	5
第 1 農業経営基盤強化の促進に関する目標	9
1 本市農業の基本的な方向	9
(1)高槻市農林業の活性化に関する条例	9
(2)高槻市農林業基本計画	10
2 農業経営基盤強化の促進に関する目標	10
(1)農業経営育成のための農地の集積	11
(2)地区ごとの農業の整備・誘導の方向	11
(3)担い手の確保・育成について	14
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	16
1 営農類型ごとの経営規模等の指標	16
2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	17
(1)生産方法	17
(2)経営管理の方法	18
(3)農業従事の態様	18

第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	19
第 3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	20
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	20
2 本市が主体的に行う取組	20
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	20
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	21
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	22
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	22
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	22
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	23
1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	23
(1) 協議の場の設置方法	23
(2) 地域計画の区域の基準	23
(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業	23
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	24
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	24
(2) 区域の基準	24
(3) 農用地利用改善事業の内容	24

(4)農用地利用規程の内容	24
(5)農用地利用規程の認定	24
(6)特定農業法人を定める農用地利用規程の認定	25
(7)農用地利用改善事業の指導、援助.....	26
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の 促進に関する事項等	26
(1)農作業の受委託の促進.....	26
(2)高槻市農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	27
4 農用地利用集積計画に関する事項	27
第6 その他	28

はじめに

1 基本構想の位置づけ

この高槻市農業経営基盤強化促進基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に即して、今後 10 年間本市において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の目標や、その目標に向けた農用地の利用の集積等を市が定めるものである。本構想では、高槻市農林業の活性化に関する条例の方向性を踏まえ、法第 6 条第 2 項各号に掲げる事項について策定し、条例の目的を実現するために策定した高槻市農林業基本計画（令和 4 年度から令和 13 年度）に基づき取り組むものとする。

2 本市の概要と農業の現状

(1)本市の概要

本市は、大阪市と京都市のほぼ中間にあたり、大阪府の東北部に位置している。令和 2 年の国勢調査によると世帯数 15 万 2,869 世帯で、総人口 35 万 2,698 人となり、府下第 7 位の人口である。

北は北摂山地に連なる山並みと丘陵、南は山間から流れ出る芥川・檜尾川などによって形成された平野が広がり、琵琶湖から大阪湾に流れる淀川が市域の南の境になっている。

大阪・京都間を結ぶ JR 東海道本線と阪急京都線が市域を東西に横断しており、JR 高槻駅と阪急高槻市駅などの駅を中心に市営バスが市内各地へと運行するなど、豊かな自然を残しつつも、利便性の高い住宅都市として発展し、高い人口密度が維持された良好な住環境を形成してきた。

年次	総世帯数 (戸)	総人口(人)			人口密度 (人/k㎡)	1世帯あたりの世 帯員数(人)
		計	男	女		
平成12(2000)年	133,232	357,438	174,980	182,458	3,394	2.68
平成17(2005)年	137,755	351,826	170,102	181,724	3,341	2.55
平成22(2010)年	145,426	357,359	171,927	185,432	3,393	2.46
平成27(2015)年	148,048	351,829	168,057	183,772	3,342	2.38
令和2(2020)年	152,869	352,698	168,081	184,617	3,350	2.31

出典:総務省「国勢調査」より作成

(2)農業の現状

昭和 30 年代以降、人口の急増により、農地は住宅用地や工場用地として急速に転用が進み、市街地の拡大とともに経営規模そのものが縮小した。それに伴い、兼業化が進むとともに農家数も減少し、現在に至るまで農地や農家数が依然減少し続けている。

担い手や農地面積が減少する一方で、都市における農地は生鮮農産物の供給という本来の役割に加えて、農空間の確保やレクリエーションの場としての活用など、都市の生活環境を向上させる多様な機能を担っている。今後は、良好な農地の保全を図りながら、こうした都市の活性化と共存する多面的な機能を一層高めていくことが期待されている。

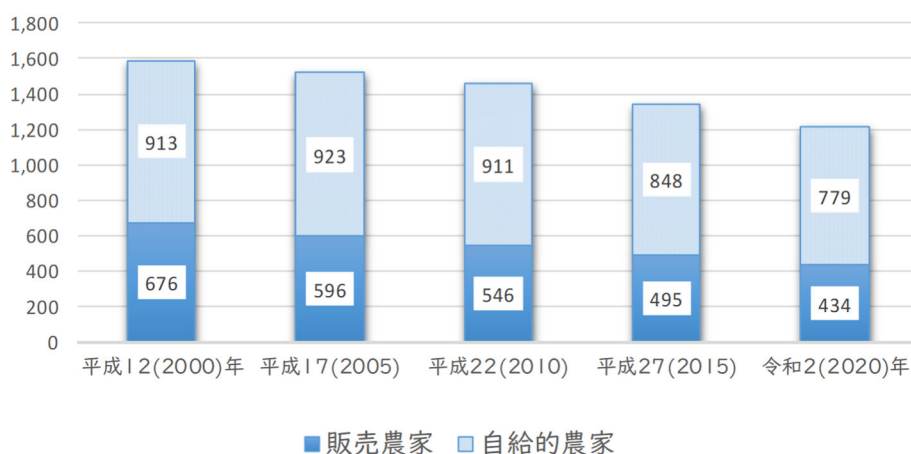
①農家戸数

令和 2 年の総農家数は 1,213 戸であり、漸減している。また、市内世帯数当たりの農家率も低下している。農家数のうち、令和 2 年の販売農家は 434 戸で自給的農家は 779 戸であり、販売農家と自給的農家ともに減少している。農家数から見た販売農家の割合は平成 12 年で 42.5%、令和 2 年で 35.8% と販売農家の割合が減少している。

年次	総世帯数 (戸)	総農家数 (戸)	農家率(%)
平成12(2000)年	133,232	1,589	1.2
平成17(2005)年	137,755	1,519	1.1
平成22(2010)年	145,426	1,457	1.0
平成27(2015)年	148,048	1,343	0.9
令和2(2020)年	152,869	1,213	0.8

出典:総務省「国勢調査」及び農林水産省「農林業センサス」より作成

販売農家と自給的農家の推移

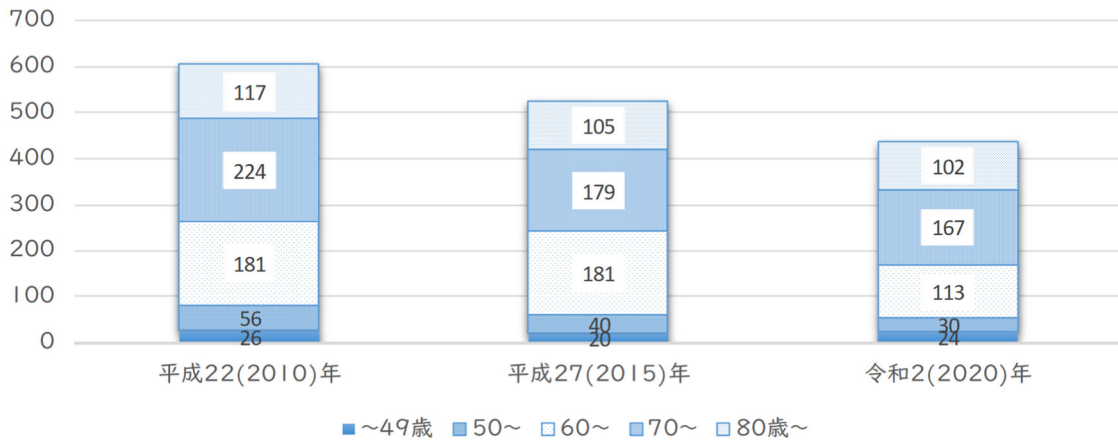


出典:農林水産省「農林業センサス」より作成

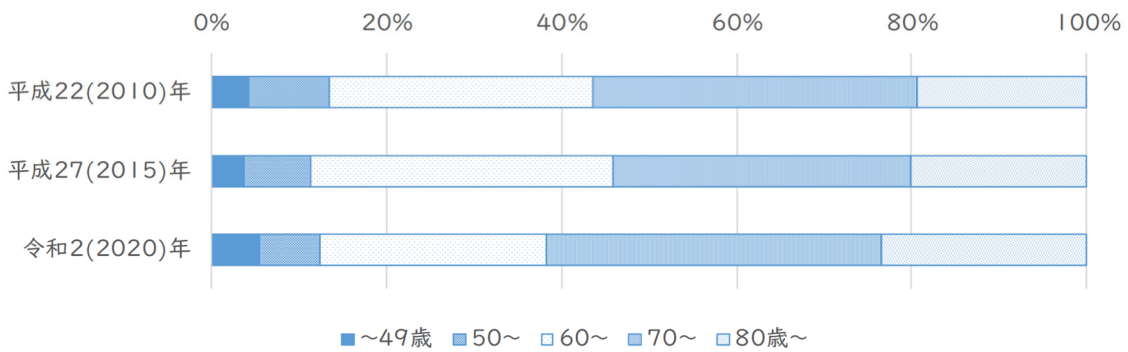
※販売農家:経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
 自給的農家:経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

普段仕事として農業に従事する人数は、平成22年604人から令和2年には436人と減少し続けている。また、年代別割合は、令和2年では70歳以上が6割以上を占めており高齢化が進んでいる。

年代別基幹的農業従事者数



年代別基幹的農業従事者数の年代ごとの割合



出典：農林水産省「農林業センサス」より作成

※基幹別農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

②耕地面積

令和4年の耕地面積は578haで、この5年間微減している。田耕地面積が減少する一方、畑耕地面積は微増している。

(ha)

	耕地面積	田耕地面積	畑耕地面積
平成30(2018)年	599	565	34
令和元(2019)年	590	555	35
令和2(2020)年	586	550	36
令和3(2021)年	583	546	37
令和4(2022)年	578	541	37

出典：農林水産省「作物統計調査」より作成

③生産状況

本市の農業産出額は、令和2年に5億円と米が最も多く、次いで野菜、いも類が続く。米の産出額は減少しているものの、野菜やいも類や果実は徐々に増加している。

(1,000万円)

	米	野菜	いも類	果実	花き
平成28(2016)年	57	15	1	1	1
平成29(2017)年	57	14	1	1	1
平成30(2018)年	55	14	1	2	1
令和元(2019)年	55	18	2	2	1
令和2(2020)年	50	18	3	2	1

出典：農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」より作成

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 本市農業の基本的な方向

農地は、農産物の生産機能のみならず、環境の保全、良好な景観の形成、市民の交流、教育及びレクリエーションの場などの多面的な機能を有し、多くのめぐみをもたらしてきた。

本市では、農業を積極的に守り育て、農地が有する様々な機能の維持増進を推進するため、農業者が継続して農業を営み、農地を保全することに誇りを持つことができる取組を進めるとともに、本市、市民、農業者、農林業団体及び各種団体等が一体となって農地の保全と利活用に取り組み、農業の持続的な発展を図る。

本市は、この基本的な方向性を達成するため、高槻市農林業の活性化に関する条例を制定し、その実現に向け、高槻市農林業基本計画を策定している。

(1)高槻市農林業の活性化に関する条例

平成22年10月1日に施行された本条例は、次のとおり本市農政の基本理念を定めている。

- ①農業は、農産物の供給を通じて市民の健康で豊かな生活を支えるものであり、多彩な農産物を生産し、生きものを育て、自然循環機能を活かす資源として、市民とともに農業を育むことにより、その持続的な発展が図られなければならない。
- ②農業は、その活性化を図ることにより、農地を保全し、農業用水その他の農業施設が確保されるとともに、その有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であり、すべての生物にとって欠くことのできない貴重な財産であることから、様々な担い手によってその生産活動が支えられることにより、その利活用が図られなければならない。

(2)高槻市農林業基本計画

令和 4 年 3 月に策定された本計画は、令和 13 年度までの 10 年間を計画期間としている。基本目標を「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」とし、4 つの基本的方向性を掲げている。

- ①次代に継承する農業
- ②農業・農村部の強靱化
- ③森林の再生・未来への森づくり
- ④都市と農山村の共生・対流

2 農業経営基盤強化の促進に関する目標

第 1 の 1 の方向性を踏まえ、本市の農業の持続的な発展のために、将来に渡って核となる優れた農業経営を行う経営体の確保・育成が不可欠である。

そのため、農業生産現場において他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、他産業並の年間所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営体（「個別経営体」及び「組織経営体」）の育成を目標とする。

なお、地域における他産業従事者並みの効率的かつ安定的な農業経営体生涯所得に相当する水準は、年間農業所得（主たる農業従事者 1 人あたり 550 万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人あたり 2,000 時間程度）とする。

また、上記農業経営体や、農作業受託組織及び集落営農組織が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すとともに、その他多様な人材の農業参入の促進や支援を行い担い手の育成・確保に努め、安定的な農業の継続を図る。

(1)農業経営育成のための農地の集積

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

その際、これら農業経営体の生産効率を高めるために、本市が策定する地域計画を活用して、農地の集積・集約等を図っていく。また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を図る。

(2)地区ごとの農業の整備・誘導の方向

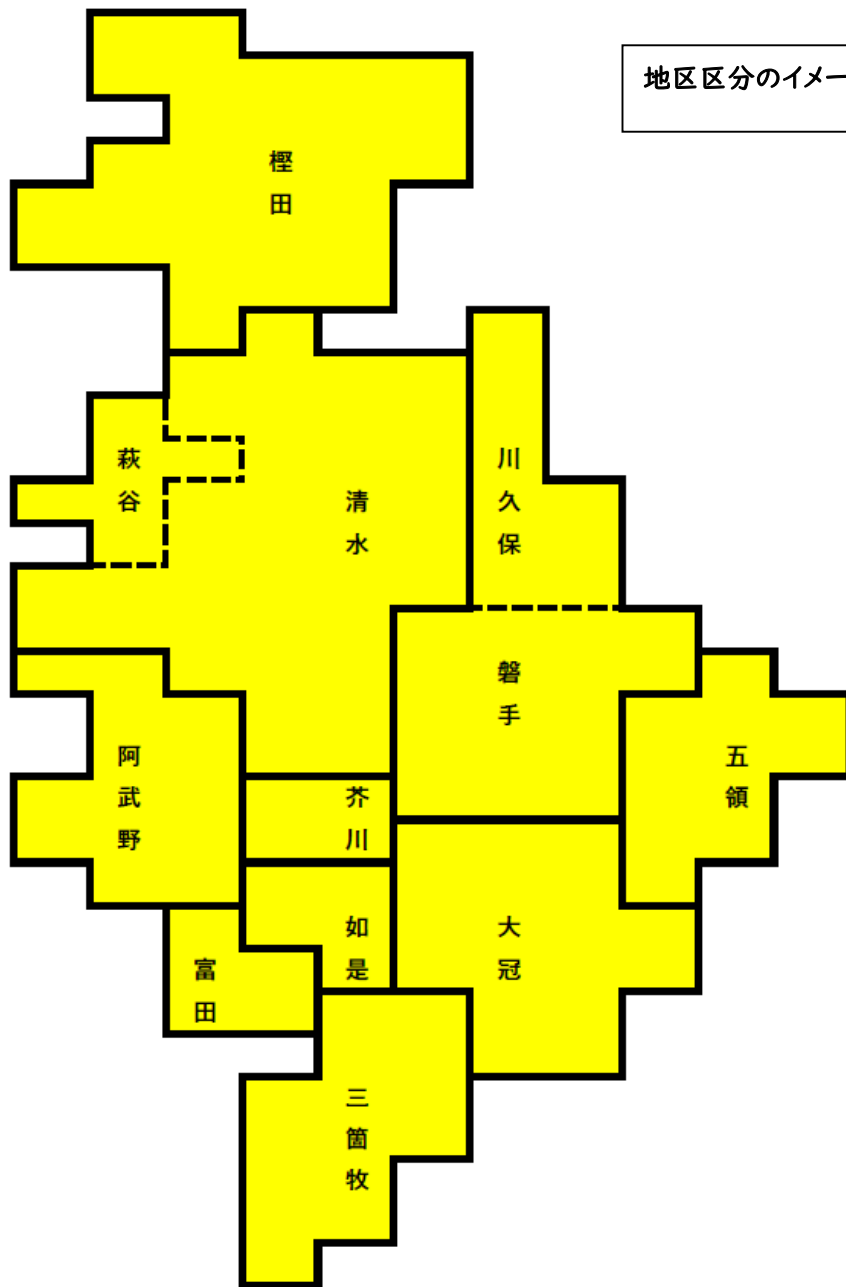
①地区区分

本市においては、地域により特色のある農業への取組形態が見られるため、地区区分を設定し、地区に適應した特色ある整備方針を明確にする。

市内においても地形的な面から農業経営形態が異なるので、市域全体の農業を一律に扱うことは不適當であるため、土地利用形態等地区の特徴により市域全体を地区区分する。

地区区分は、平坦部地域と中山間部地域にまず二分し、平坦部地域については、更に農家・農業の現状と農地・都市的利用地の現状を踏まえて、旧町村を単位として更に4区分する。

なお、各地区の名称は次のとおりである。



地区区分のイメージ

農地の地区区分

地域	地区
平坦部地域	「三箇牧、五領」地区
	「阿武野」地区
	「清水、芥川、大冠」地区
	「如是、磐手、富田」地区
中山間部地域	「檜田、萩谷、川久保」地区

②地区ごとの整備・誘導の方向

地 区	地 区 の 現 状
三箇牧、五領地区	<p>①農振法に基づく農用地区域の農地所有者が多く、市街化区域内農地所有者は少ない。</p> <p>②農道・用排水路等の経営基盤が比較的確立されている。</p>
阿武野地区	<p>①都市的利用のための土地を所有し、急速に都市化が進行している。</p> <p>②比較的、生産緑地指定農地がまとまって存在する地区である。</p>
清水、芥川、大冠地区	<p>①市街化区域内農地及び都市的利用地を所有する農家と農振地域内農地のみを所有する農家に分離している地区である。</p>
如是、磐手、富田地区	<p>①市街化区域内農地及び都市的利用地を所有しており、農振地域内農地の所有農家は少ない。</p>
檜田、萩谷、川久保地区	<p>①他の地区に比較し、総世帯数に占める農家の割合が高い。</p> <p>②檜田地区は、農振法に基づく農用地区域の農地が大半となっており、それ以外についても農振地域内農地であり、市域に残された中山間農業地域である。</p>

地区の整備・誘導の方向
<p>食糧生産を目的とした農業の推進を図るため、農業施策を重点的に施す。</p> <p>①施設園芸によるトマトなどの果菜類の積極的な推進を図る。</p> <p>②農地の流動化により、意欲的な農家に農地の集積を図る。</p> <p>③農作業受委託組織や農業機械の共同利用組織などの農業生産組織の育成・強化を図る。</p> <p>④農業用水の水質の維持・確保に重点をおいた基盤の整備を引き続き行う。</p>
<p>食糧生産目的の農業の保全と環境財としての保全を図る。</p> <p>①施設園芸による野菜作りの積極的な推進と園芸作物の生産振興を図る。</p> <p>②朝市や農産物の直売により、市民の需要に対応する。</p>
<p>農地を環境財として保全する。</p> <p>①清水のシロウリ、芥川の花弁などの園芸作物の振興を図る。</p> <p>②農家の協力のもと、市民農園の拡充に努める。</p> <p>③農道や農業用排水路の整備等の基盤整備を行う。</p>
<p>生産緑地及び特定生産緑地指定農地については、各種事業の導入により、できる限り農地の団地化を推進し、農地の保全を図る。</p>
<p>食糧生産を目的とした農業の推進とともに広域からの利用者を期待する観光農業の推進を図る。</p> <p>①トマト・ナスなどの果菜類の抑制栽培等収益性の高い農業の展開を図る。</p> <p>②高槻市民の観光を中心とした農業地域と位置付け、樫田地区の活性化に努める。</p> <p>③効率的な農業経営を展開するため、共同利用施設・機械の設置・整備の推進を図る。</p>

(3)担い手の確保・育成について

①新規就農者の育成・確保

ア 新規就農の現状

本市農業の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

アに掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ウ 確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約3,600件を確保・育成するという目標を踏まえ、本市においても青年等の確保と現在の雇用就農の受け皿となる法人を増加させる。

エ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本市への就農希望者に対して、本市、本市農業委員会、高槻市農業協同組合、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課等が連携して重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

②認定農業者への指導体制

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図る。

さらに、将来の本市農業を担う農業者又は農業関係団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長し、農業者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援するための措置を総合的に実施するとともに、本市、本市農業委員会、高槻市農業協同組合、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課等との十分な相互の連携の下で、各種の指導を行うための体制を整備する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 営農類型ごとの経営規模等の指標

育成すべき農業経営の指標は、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針の経営体営農類型のとおりとし、かつ、地域でみられるような営農類型とする。

No.	経営類型	規模実面積(a)		内 容	備考	
		露地	施設			
1	野菜専作 (ハウス果菜類 I)	40		40	なす ハウス 40a きゅうり ハウス 36a	きゅうりハウスの一部でなす育苗(4a)
2	野菜専作 (ハウス果菜類 II)	23		23	いちご ハウス 20a (育苗 3a)	直売及び直売所出荷 高設栽培 スマート技術 (複合環境制御、CO2施用等)
3	野菜専作 (ハウス軟弱野菜専作)	30		30	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 120a	
4	野菜専作 (有機農業)	60	40	20	トマト ハウス 20a しゅんぎく ハウス 20a きゅうり 露地 20a さといも 露地 20a 玉ねぎ 露地 20a	有機JAS認証 契約出荷 しゅんぎくは摘み取り可能
5	果樹専作 (ハウスぶどう)	100		100	デラウエア 加温 20a 2重被覆 20a	規模実面積は成園のみ

					1 重被覆 20a 巨峰系 4 倍体品種 2 重被覆 20a シャインマスカット 2 重被覆 20a	
6	花き専作 (切り花専作)	40	20	20	球根類(フリージア等) ハウス 20a けいとう ハウス 20a (被覆フィルム除去後) 露地 20a	

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

(1)生産方法

①水稲

共同利用施設の活用や農作業受委託による省力化と低コスト化を実現する。また、化学肥料や農薬の使用を抑え、消費者に安全安心な米を提供できるような施策を展開する。

②野菜

都市立地の優位性を活かし、単位面積当たりの収益性が高く、周年生産が可能な品目あるいは周年生産の構成品目として優れた品目の導入を図るとともに、省力化、低コスト化を図るため、生産性の向上や雇用労力の活用を見込んだ生産方式の導入を推進する。

③花卉

消費者ニーズの動向に即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、セル成型苗(プラグ苗)利用や機械・施設等の導入を図り、省力化、低コスト化を進める。

④観光農業

消費者のニーズと周年運営を考えた品目・品種の導入、栽培技術の導入を進める。また、他の観光施設との連携など多様な集客対策を推進する。

⑤大阪エコ農産物認証制度に基づく農産物生産

農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2)経営管理の方法

経営の合理化、健全化を進めるため、簿記記帳や納税の青色申告の導入を推進する。また、経営の体質強化を図るため、経営管理能力の向上や雇用労働管理能力の向上、自己資本の充実を進め、必要に応じて法人化を推進する。

(3)農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、雇用労働の利用推進を図るとともに、農作業環境の一層の改善と休日制や給料制の導入など、労働条件の改善を進める。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等により機械の安全使用について周知・啓発に努める。

第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第 1 の 2 に掲げる年間農業所得の 3 割程度とし、労働時間を 1,200 時間以上とする。また、経営開始から 5 年後に達成すべき所得水準は年間農業所得 220 万円とし、労働時間を 1,600 時間以上とする。

なお、経営開始から 5 年後の指標となる経営類型は本構想第 2 の 1 に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約 4 割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第 2 の 2 に準ずるとする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、本基本構想第2及び第2の2の指標に取り組むような、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者、農福連携に取り組む事業者など多様な形で農業に関わる経営体を「農業を担う者」として市内農業を持続させるために、幅広く確保・育成していく必要がある。

このため、第1の1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援するとともに、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、市内で就農し定着することが出来るよう、相談への対応・情報の提供の他、農業経営に必要な研修の実施、就農計画の作成、農地の確保など、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

また、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体についても、地域資源の適切な維持管理を図る上で、担い手とともに重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、以下の取組を実施する。

- ①新規就農者の環境を整備するため、地元実行組合や関係機関等と連携を図り、スムーズに就農・定着ができる相談体制（指導・助言）構築に取り組む。
- ②新規就農者の安定した農業経営を確立するため、資金面、経営面、技術面、農地確保等について、関係機関等と連携を図り支援する。
- ③新規就農者、後継者を確保・支援するため、ホームページや広報誌等を活用した情報発信に取り組む。
- ④農業経営者の育成等を図るため、農地の集積・集約に取り組む地域を支援し、また、資金面等について関係機関等と連携を図り農業経営者を支援する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市において、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、下記の役割

分担を基本として、関係機関が連携して取り組むものとする。

- ①本市及び本市農業委員会は、地域の農業者など関係者が連携した就農等希望者の受入体制を構築するとともに、貸借可能な農地の確保や、就農等希望者に求める要件（研修経験や営農計画等）の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- ②また、本市及び本市農業委員会は、農地の集積・集約化に向けた地域での話し合いや地権者との調整等を行い、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、土地改良区や JA 等の関係機関と連携して、営農環境の整備を進める。
- ③大阪府農業会議、農地中間管理機構、本市農業委員会は、地域計画に定める農用地の総合的かつ効率的な利用に関する目標の実現を支援するとともに、農地等に関する相談対応や情報提供、紹介・あっせん等を行う。
- ④株式会社日本政策金融公庫大阪支店は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ①本市は、区域内の農業者団体及び農業委員会等と連携し、就農希望者等の受入体制や就農希望者等を対象とする研修の実施状況、貸借可能な農地の情報等、就農希望者等が必要とする情報を農業経営・就農支援センターが指定する様式で整理し、農業経営・就農支援センターに情報提供する。
- ②本市は、農業経営・就農支援センターから本市を研修先や就農先に希望する者の紹介を受ける。
- ③本市は、就農等希望者のその後の研修・調整・定着状況について、農業経営・就農支援センター及び府北部農と緑の総合事務所に情報提供し、関係者と連携して必要な助言・指導を行う。
- ④本市及び本市農業委員会、高槻市農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、農業経営・就農支援センターに情報提供する。

第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者、第2の2に掲げる新たに農業経営を営もうとする青年等、及び大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地が、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積シェアの目標を概ね 37%とする。なお、農用地の利用集積により面積シェアの目標達成を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

目標を達成するため、本市が策定する地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を進めるとともに、ほ場が整型で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な経営体への集積・集約が難しい中山間地域等では、多様な経営体も含めた農地利用を推進する等、本市、本市農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。

また、効率的かつ安定的な経営体が乏しい地域においては、大阪府等と連携して担い手の確保・育成に努めるとともに、集落営農や水稻を中心とした農作業受託に取り組む経営体の育成により、農地の保全と活用を推進していく。

第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、大阪府が策定した「農業経営基盤強化促進方針」の第 5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の特性、すなわち兼業化の著しい進行などの特性を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1)協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、各地区の実行組合等を単位として、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては各地の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、高槻市、農業委員、農地利用最適化推進委員、高槻市農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、大阪府、その他の関係者とする。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を本市農林緑政課に設置する。

(2)地域計画の区域の基準

地域計画の区域は、市街化調整区域内の実行組合単位で原則設定する。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3)その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

本市は、地域計画の策定に当たって、大阪府・本市農業委員会・農地中間管理機構・高槻市農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1)農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2)区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（原則として集落）とするものとする。

(3)農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4)農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作業の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

①(2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構

会員につき法第23条第3項に規定する要件を備えるものは、法の基本要綱で定められた認定申請書を本市に提出し、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

②本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をするものとする。

ア (2)の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること

イ 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告するものとする。

④①から③の規定は農用地利用規程の変更についても準用する。

(6)特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

①(5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項の他、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の受託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けることまたは特定農業団体が当該申出にかかる農用地について農作業の受託を受けることが確実であると認められること。

④(6)の①の認定を受けた農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用改善事業の指導、援助

①本市は、農用地利用改善団体(5)の①の本市の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。)が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

②本市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、大阪府北部農と緑の総合事務所、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が得られるように努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1)農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア 高槻市農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性について普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2)高槻市農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

高槻市農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農用地利用集積計画に関する事項

法等の一部を改正する法律附則（以下、「改正法附則」という。）第5条第1項の規定に係る農用地利用集積計画に関する事項はなお従前の例により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過、又は地域計画策定地域においてはその公告の日の前日までは農用地利用集積計画を定め公告する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成 22 年 8 月 31 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

附則

この基本構想は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。